

奈良県地域貢献サポート基金（奈良県協働推進基金）

寄附者テーマ設定型協働推進事業 事前相談について

奈良県青少年育成ボランティア協会からの寄附金を活用した  
「地域の子ども・若者の健全育成事業」

1 趣旨・目的

- 「奈良県地域貢献サポート基金」は、多様な主体が連携・協力して地域課題に取り組むことにより、くらしやすい地域づくりを進めることを目的として設立されました。
- 本基金では、県民・事業者の皆様等からいただいた寄附金を活用して、地域課題の解決に取り組むNPOや自治会等の地域貢献活動団体の活動を支援します。
- 今回事前相談を受け付けるのは、奈良県青少年育成ボランティア協会からの寄附金を活用した「地域の子ども・若者の健全育成事業」です。

2 寄附者様がテーマを設定した趣旨

奈良県青少年育成ボランティア協会は、青少年の健全育成のためのボランティア活動に取り組んできましたが、解散に伴い、その残余財産を県に寄附し、地域の子どもや若者の健全育成に取り組む団体の活動に役立てていただきたいと考えています。

3 事前相談

- 事前相談は、当補助金の年度当初（令和6年4月）からの活用を可能とするため、予算成立前の事前準備として行うものです。
- 補助金申請は、事前相談に参加することが条件です。
- 当補助金は、県議会における令和6年度予算の議決が前提となっております。
- 天災事変や社会経済の動向等により、内容が変更となる場合がありますのでご了承ください。

4 事前相談対象事業

- 以下の（1）から（5）までのすべての条件を満たす事業について、事前相談を受け付けます。

- （1）寄附者設定テーマに合致する事業であること。

<事業例>

- ・「自然体験活動、科学体験活動、社会奉仕活動、職場体験活動、防災活動、環境保護活動等」の子ども・若者の健全育成に関する公益的な事業。

※ただし、行政や学校が実施主体となる事業を除く。

- （2）奈良県内で行う事業であること。

- (3) 事前相談団体の規約・定款等の目的に沿った事業であること。
- (4) 社会貢献活動としてふさわしくない次のような事業ではないこと。
  - ・ 特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
  - ・ 政治、宗教にかかわる事業
  - ・ 営利を目的とした事業
  - ・ 法令等に違反している事業
- (5) 国及び奈良県より補助又は委託を受けている事業ではないこと、もしくは受ける見込みのある事業ではないこと。

## 5 補助事業の期間

- 補助事業は、次の期間に実施し、かつ、完了する事業とします。

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

## 6 選定件数及び補助金額等

- 選定件数  
7件程度
- 補助金額  
1事業10万円を上限（総額70万円）
- 補助対象経費  
事業の実施に直接要する会議費、交通費、印刷製本費、消耗品費、通信運搬費、保険料、備品購入費（※1）、使用料、諸謝金、人件費（※2）等の経費  
※1 備品購入費は助成金額の20%まで  
（単価が2万円以上の物品は原則備品扱い。他事業においても使用可能な汎用性の高い物品は不可。）  
※2 人件費は助成金額の50%まで  
（最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金以上の支払いを行うこと。）  
ただし、団体の役員、会員及び補助事業以外にも従事する職員への人件費は対象外経費となります。
- 対象外経費
  - ・ 他の者からの補助や委託等を受けて実施する事業にあつては、その額に相当する経費
  - ・ 飲食に係る経費
  - ・ 団体の事務所の管理運営費
  - ・ 団体の財産形成につながる工事請負費
  - ・ 団体の構成員自身への諸謝金
  - ・ 団体の役員、会員及び補助事業以外にも従事する職員への人件費

○ 補助率

補助対象経費の10分の10

○ 補助事業による収入

当該補助による事業を実施する際は、受益者からの利用代金や入場料金等の徴収は行わず、原則無料で行うものとします。ただし、講座におけるテキスト代や教材費等の実費相当額を徴収する必要がある場合は、当該金額を徴収することができます。この場合、補助金額は、補助対象経費から当該補助事業による収入を除いた金額となります。

## 7 事前相談団体の資格

○ 次の(1)から(3)のいずれかに該当する団体とします。なお、事前相談は、第5「補助事業の期間」に記載された期間に、**1団体につき、1提案まで**とします。

(1) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）に定める特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）のうち、次の要件を満たすもの

ア 奈良県内に事務所を有し、法第2条第1項に定める特定非営利活動を行う主たる区域が奈良県内であること。

イ 特定非営利活動に関して原則1年以上の継続的な活動実績があること。

ウ 法第29条に規定する書類（事業報告書、活動計算書等）の全てを所轄庁に提出していること。

エ 法人の運営について、法に規定する適切な運営がなされていること。

オ 法人の運営について、県民が自主的・主体的に行っているものであること。

カ 奈良県地域貢献サポート基金の団体登録について、過去に偽りその他不正の手段により登録されたことにより抹消された団体又は過去に基金の信用を損なう行為をしたため登録を抹消された団体ではないこと。

(2) 社会貢献活動及び地域貢献活動を主たる目的とする法人格のないボランティア団体、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人又は地縁団体（自治会、町内会、老人会、婦人会等）のうち、次の全てを満たすもの。

ア 奈良県内に活動の拠点を有し、社会貢献活動や地域貢献活動を行う主たる区域が奈良県内であること。

イ 社会貢献活動や地域貢献活動に関して原則1年以上の継続的な活動実績があること。

ウ 団体の役員が法第20条各号に掲げる欠格事項に該当しないこと。

エ 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。

オ 法第2条第2項第2号の要件に該当する団体であること。

カ 組織の運営に関する規則（定款、規約、会則等）、予算書類及び決算書類を整備していること。

キ 団体の運営を、県民が自主的・主体的に行っているものであること。

ク 奈良県地域貢献サポート基金の団体登録について、過去に偽りその他不正の手段により登録されたことにより抹消された団体又は過去に基金の信用を損なう行為をしたため登録を抹消された団体ではないこと。

(2) 上記の規定に該当する複数の団体から構成される実行委員会等。ただし、「特定非営利活動又は社会貢献活動や地域貢献活動に関して原則1年以上の継続的な活動実績があること。」については構成団体の3分の2以上の団体が満たせば足りるものとする。

## 8 事前相談方法

○ 所定の用紙に必要事項を記入のうえ、奈良県文化・教育・くらし創造部青少年・社会活動推進課まで、下記いずれかの方法でご提出ください。

(1) 事前相談期間

**令和6年1月9日（火）から令和6年2月22日（木）17時00分【必着】まで**

(2) 事前相談書類

事前相談をする団体は、次の書類を1部作成してください（事前相談書類はお返しいたしませんので、必ずコピーをとっておいてください）。

- ① 寄附者テーマ設定型協働推進事業事前相談調書（様式1）
- ② 事業計画書（様式2）
- ③ 事業の実施体制（様式3）
- ④ 団体目的等についての誓約書（様式4）
- ⑤ 団体の規約・定款等の写し・役員名簿
- ⑥ 直近1年間の事業報告書（書式は自由です）
- ⑦ 直近1年間の収支計算書（書式は自由です）
- ⑧ その他参考資料（団体紹介パンフレット、機関誌等）

(3) 提出方法

1. メールでの送付

送付先メールアドレス：seisyo@office.pref.nara.lg.jp

送付メールの表題に「地域貢献サポート基金 事前相談調書」と記載してください。

事前相談調書メールの受信後、当課から「受信確認メール」を送信します。貴団体からメール送信後、土日祝日を除く3日以内に「受信確認メール」が届かない場合は、当課までご連絡ください。

2. 特定記録郵便または簡易書留郵便、配達記録のある宅配便での送付

締切日までに必ず届くことを確認して送付してください。

3. 持参

受付時間：8時30分～17時00分（土日祝及び平日12時～13時を除く）

※「事業に必要な経費の収支計画表」において、「積算の目安」に記載のない、もしくは高額の経費を計上されたとき、根拠資料（見積書やカタログの写し等）の提出を求め場合があります。

※複数のNPO等が実行委員会等を組織し共同提案する場合は、様式2の「事業計画書」の「2団体の概要」、様式4の「団体目的等についての誓約書」、「団体の規約・定款等の写し」、「直近1年間の事業報告書及び収支計算書」は、各NPO等ごとに作成してください。

※提出いただいた書類は、様式2の「事業計画書」の「2団体の概要」中の「連絡責任者」欄以外は、全て原則公開対象の資料とします。

※書類の様式の電子データは、奈良県地域貢献サポート基金のホームページ上に掲載されていますので、ご利用ください。

奈良県地域貢献サポート基金のホームページ

<https://www.naravn.jp/kikin/support/>

## 9 その他（事前相談実施後）

- ・ 事前相談実施後、別途定める「奈良県地域貢献サポート基金（奈良県協働推進基金）寄附者テーマ設定型協働推進事業 募集要項 奈良県青少年育成ボランティア協会からの寄附金を活用した「地域の子ども・若者の健全育成事業」」に基づき、申請を受け付けます。

### <申請期間>

令和6年2月26日（月）から令和6年3月1日（金）17時00分【必着】まで

- ・ 補助金申請後、「奈良県協働推進審査会」における審査を経て、補助団体、補助事業及び補助金額を決定します。
- ・ 審査は公開プレゼンテーションで行います。ただし、応募多数の場合には、書面審査により、公開プレゼンテーションを行う事業を絞る場合があります。

### <公開プレゼンテーション審査（予定）>

- ① 日時 令和6年3月26日（火）午後
- ② 場所 エルトピア奈良（奈良県労働会館）大会議室A・B（奈良市西木辻町93-6）

※公開プレゼンテーションを欠席された場合は、失格となりますので、ご注意願います。

(参考) 審査基準

審査項目	内 容
課題への対応性	寄附者設定テーマに的確に対応しているか ・十分にその解決を図り得るものとなっているか
公 益 性	・事業の受益者が特定の人や団体に限定されず、対象地域において不特定多数の者の利益となるなど、公共の利益を増進させるものとなっているか
計画の実行性・ 具体性	活動実績、実施体制など、事業の遂行能力は十分あるか 実施方法について、具体的に計画されているか ・実現に至る手順が明確に示されているか
予算の実現性	現実的、具体的に予算が組まれているか ・事業経費の積算は適切か
成 長 性	事業の取り組みに意欲や熱意があるか 団体の活動の発展が期待できるものか ・団体の自立、成長に繋がる効果があるか

※事業計画は、具体的・詳細（いつ・どこで・何をするのか・事業規模等）に記載してください。計画が具体的でない場合、審査において、減点となります。

奈良県 文化・教育・くらし創造部 青少年・社会活動推進課 青少年係  
〒630-8501 奈良市登大路町30  
TEL 0742-27-8615 / FAX 0742-27-9574  
URL <http://www.naravn.jp/kikin/>

# 記載例

(様式1)

令和6年〇月〇日

## 寄附者テーマ設定型協働推進事業事前相談調書

### 奈良県青少年育成ボランティア協会からの寄附金を活用した 「地域の子ども・若者の健全育成事業」

奈良県知事 様

団体所在地 〒630-8501  
奈良市登大路町30  
団体名 特定非営利活動法人  
きょうどう  
役職 理事長  
代表者名 奈良 花子

令和6年度実施の奈良県青少年育成ボランティア協会からの寄附金を活用した「地域の子ども・若者の健全育成事業」の企画について、以下のとおり関係書類を添えて提出します。

添付書類	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 事業計画書（様式2）</li><li>2. 事業の実施体制（様式3）</li><li>3. 団体目的等についての誓約書（様式4）</li><li>4. NPO等の規約・定款等の写し、役員名簿</li><li>5. 直近1年間の事業報告書（書式は自由です）</li><li>6. 直近1年間の収支計算書（書式は自由です）</li><li>7. その他参考資料（団体紹介パンフレット、機関紙 等）</li></ol>
------	---

※1. 本企画書及び添付書類は、（様式2）事業計画書「2. 団体の概要」の「連絡責任者」及び「連絡先住所」欄以外全て原則公開資料とします。また、提出いただいた書類の返却はいたしません。

※2. 複数のNPO等が実行委員会等を組織し共同で事前相談する場合は、（様式2）事業計画書「2. 団体の概要」、（様式4）団体目的等についての誓約書、団体の規約・定款等の写し、役員名簿、直近の1年間の事業報告書、直近1年間の収支計算書を、NPO等ごとに1部ずつ作成して下さい。

# 記載例

(様式2)

## 事業計画書

### 1 事業の概要

テーマ名	奈良県青少年育成ボランティア協会からの寄附金を活用した「地域の子ども・若者の健全育成事業」		
事業名	〇〇〇〇〇〇事業		
概要（下記の点について、それぞれ簡潔・明瞭に記入して下さい。）			
事業目的	(例)～と～し、～を目的とする。		
事業期間	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日		
実施場所	〇〇市（住所等詳細）		
対象者	〇〇		
事業内容	(例)～と～することで～する。		
総事業費	150,123円	補助対象経費	100,123円
他からの助成金、 委託金、分担金	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無	相手先	国 ・ 市町村 ・ <input type="checkbox"/> 民間団体
他からの助成金等がある場合、こちらを囲み、右欄の該当相手先も囲んでください。	<p><b>必要性：</b>→応募した事業を実施することで課題が解決される。 (例)～と～することで、～を解決する。 ～では～が問題となっており、～する必要がある。</p> <p><b>公益性：</b>→応募した事業により不特定多数の人が受益者と (例)～だけでなく、～にとっても利益となる。</p> <p><b>先駆性：</b>→応募した事業が他で実施されている事業より先駆的である点。 (例)以前実施した～を改善し～を実施する。 ～の手法をとることが先駆的である。</p> <p><b>手法：</b>→実施方法。 【日時】【場所】【対象者】【周知方法・広報計画】等の記載</p> <p><b>期待される効果：</b>→応募した事業を実施することで得られる、効果や影響。 (例)～と～することにより、～が改善され～することが期待できる。</p>		

概要について、簡潔・明瞭に記入してください。  
この概要で、どのような事業かがおおよそ理解できるように記入してください。

助成の上限は10万円ですが、助成対象経費額を必ずしも10万円にする必要はありません。

円単位まで算出してください。

- ・補助対象外経費なし  
→総事業費と助成対象経費は同額
- ・補助対象外経費あり  
→助成対象経費は、総事業費から補助対象外経費を差し引いた金額



# 記載例

## 2 団体の概要

団体の名称	特定非営利活動法人 きょうどう			
活動の開始年月	平成23年 4月			
法人格	あり・申請中・なし (該当するものに○印をつけて下さい)			
認証・許可年月日	平成25年4月1日 所轄庁：奈良県			
所在地住所	住所	〒630-8501 奈良市登大路町30		
	TEL	0742-27-0000		
	FAX	0742-27-0000		
	E-mail	xxxx@xxx.xx.jp		
	URL	http://www. xxxx		
代表者職・氏名	職名	理事長	ふりがな	なら はなこ
			氏名	奈良 花子
連絡責任者 連絡先住所 <input type="checkbox"/> 自宅 <input checked="" type="checkbox"/> 所属先	氏名	登大路 太郎		
	住所	〒630-8501 奈良市登大路町30		
	TEL	0742-27-0000		
	FAX	0742-27-0000		
	E-mail	xxxx@xxx.xx.jp		
設立の目的と 現在の活動内容	(例) 本法人は、～することを目的として、～し、平成23年4月に設立した。 現在は、主として～～～の活動をしている。			
	個人会員数20人 / 団体会員 1団体 / 専従職員 2人			
団体の財政状況	昨年度	収入	000,000円	
		支出	000,000円	
	今年度	収入	000,000円	
		支出		
活動実績 (箇条書き)	令和2年 4月	〇〇イベント実施		
	令和3年 1月	〇〇参加協力		
	令和4年 4月	奈良県主催イベント運営受託・実施		
行政との協働事業実績 および助成・補助実績 (申請中を含む) (箇条書き)	令和2年 4月	奈良県主催イベント運営受託・実施		
	令和6年 4月	〇〇財団助成金申請 (決定は令和6年〇月予定)		
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去に、行政機関と協働したり、補助を受けたりしたことがある場合は記入してください。(過去3年位を目安にしてください)</li> <li>現在、他の補助金等を申請中の場合も、こちらに記入してください。</li> <li>この欄に記載があることで、信頼を増すことができます(不利になることはありません)。</li> </ul>			

目的は定款や会則に記載のものを記入してください。

収入と支出を記入する  
(事業報告または事業計画の額を記入)

# 記載例

## 3 事業のスケジュール

年月日	活動内容	実施場所
令和6年7月	〇〇イベント開催実行委員会発足式 参加予定：会員〇人 協賛団体〇団体	団体事務所
令和6年9月	〇〇イベント参加団体募集 〇人を募集	
令和6年11月	〇〇イベント開催事前全体会議 参加予定：スタッフ〇〇人 参加団体〇〇団体	
令和7年1月	〇〇イベント開催 スタッフ〇〇人 日当〇円/日 参加団体〇〇団体 会場使用料〇円	
令和7年2月	〇〇イベント 事後処理 精算等	団体事務所

・応募事業についてのスケジュールと、その内容について、収支計画表との整合性を考慮して記入してください。

・スケジュールに記載のない日程での実施は事業計画変更申請手続きが必要となる場合があります。そのため、屋外でのイベントなど、不確実性のあるものに関しては、当日に実施できなくなった場合の対応も記入してください。(予備日設定等)

## 4 この事業を応募するにあたり特にアピールしたいこと

今回、この事業に応募したのは、〜〜。

この事業を実施することにより、〜〜。

・今回応募する事業と関連のある事業の実績や、どのようなところが募集テーマに沿っているか等、事業に対する使命感や熱意などを記入してください。

・審査会で実施するプレゼンテーションで、特にアピールしたいところとなります。

# 記載例

## 5 事業に必要な経費の収支計画表

実施期間：令和6年4月1日 から 令和7年3月31日

団体名：特定非営利活動法人 きょうどう

### 収入の部

費目等	金額(円)	経費内訳
自己資金	25,000	寄附金〇円、会費〇円
大和信用金庫からの寄附金を活用した「大和川水系の水環境改善運動」補助金	300,000	
民間からの助成金	25,000	〇〇財団からの助成金
合計	350,000	

金額だけでなく、内訳を必ず記入してください。

### 支出の部

費目等	金額(円)	経費内訳
補助対象経費		
旅費交通費		
通信運搬費	〇〇〇	郵送料 〇円×〇通
消耗品費	〇〇〇	コピー用紙〇円×〇枚
印刷製本費	〇〇〇	チラシ〇円 (〇枚)
賃借料 (会場使用料・リース料等)	〇〇〇	会場使用料〇円
諸謝金		
保険料	〇〇〇	イベント保険〇円×〇人
人件費	〇〇〇	イベントスタッフ〇円×〇人×〇日
その他		
小計	300,000	
補助対象外経費		
食料費	50,000	昼食代1,000円×50名
小計	50,000	
合計	350,000	

・金額だけでなく、仕様、単価、数量等を必ず明記してください。  
・標準単価については、積算の目安を参考にしてください。

収入の部と支出の部の合計額が一致

総事業費から補助対象外経費を差し引いた金額を記入ください。

事業に必要な予算のみを記入ください。補助対象外経費については、「事前相談について」の2ページをご覧ください。

※ 必要な費目は適宜追加して下さい

# 記載例

## 6 本事業の次年度以降のステップアップ計画(将来的に自立して実施していくことを見据えて)

### ステップアップ内容

- ・応募した事業について、過去からの発展の様子  
(例)～について、〇〇年度に～を開始した。
- ・本年度より発展させていく内容等  
(例)～について、さらに～し、実施していく。
- ・収入の確保方法(県補助金がないことを想定)  
(例)～により、収入を確保することで自立して活動を行っていく。

今回応募した事業を活かし、来年度以降、どのように事業を発展・継続していくかを具体的に記載してください。

### 令和6年度 実施予定スケジュール

時期	活動内容	場所
令和7年度		
4月	〇〇	〇〇
8月	△△	△△
12月	□□	□□

### 令和6年度 収支予算

収入	費目・経費	金額
	寄附金・会費	〇〇
	〇〇代	〇〇
収入合計		□□
支出	費目・経費	金額
	広告費	〇〇
	イベント費	〇〇
	印刷費	〇〇
支出合計		□□

将来補助金がなくとも、継続して事業を行うために、どのように収入等を確保するか、団体として自立して活動を行っていくか等、団体の今後の展開や発展を記載ください。事業の将来の展望は審査にも反映されます。



## 団体目的等についての誓約書

団体名 特定非営利活動法人  
きょうどう  
役職 理事長  
代表者名 奈良 花子

当団体は、下記のすべての事項に該当することを誓約します。

### 記

1. 奈良県内で活動するNPO法人、ボランティア団体、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人又は地縁組織（自治会、町内会、老人会、婦人会等）であること。
2. 団体の運営について、県民が自主的・主体的に行っているものであること。
3. 宗教や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。
4. 特定の公職者（候補者を含む）、または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
5. 暴力団でないこと、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。
6. 団体の全役員は、特定非営利活動促進法第20条各号に掲げる欠格事項に該当しないこと。

### (特定非営利活動促進法第20条)

第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

- 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 三 この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定(同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。第四十七条第一号八において同じ。)に違反したことにより、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 四 暴力団の構成員等
- 五 第四十三条の規定により設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から二年を経過しない者
- 六 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの

### ※特定非営利活動促進法施行規則

第二条の二 法第二十条第六号に規定する内閣府令で定めるものは、精神の機能の障害により役員の職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

## 積算の目安

「事業に必要な経費の収支計画表」作成にあたっての標準金額（目安）を提示します。該当する費用は、こちらを参考に計上してください。

（事業採択時に当該金額を補償するものではありません。）

下記目安を超える単価については、根拠（見積書等）を提示してください。

費 目	内 容	標準単価
旅費交通費	県内交通費（県内往復1日）	600
	大阪市内交通費（奈良—大阪往復）	1,360
	京都市内交通費（奈良—京都往復）	1,520
	自動車利用 1km	20
通信運搬費	郵便代(例@84円×100部)	8,400
消耗品費	コピー用紙A4 1包（500枚）	500
	封筒 定型外 100枚	1,000
	封筒 定型 100枚	400
印刷製本費	A4冊子50P 100部	60,000
	A4冊子100P 100部	90,000
	チラシ片面カラー A4 500部	5,000
	リーフレット両面カラー A4判・2ツ折 200部	20,000
賃借料	会議室使用料（100人以上定員1日）	24,500
	会議室使用料（41～99人定員1日）	9,900
	会議室使用料（16～40人定員1日）	5,600
	会議室使用料（15人まで定員1日）	2,200
	普通車リース（1日）	10,000
	軽トラックリース（1日）	8,000
諸謝金	講師料（大学教授等、1日）	26,000
	講師料（大学教授等、1時間）	6,500
		所得税等含む
保険料	ボランティア保険（1人・1年間）	350
	ボランティア行事保険（20人・1日）	2,520

※単価が2万円以上の物品は原則備品扱いとなります。（他事業においても使用可能な汎用性の高い物品は不可）